

平成30年 3月 2日 総務文教委員会 議事録
13時 00分開会

○出席委員 (8人)

委員長 網谷 芳孝

副委員長 西村 一啓

委員 児玉 朋也, 末広 和基, 大井 渉, 山崎 年一, 寺岡 公章, 山本 孝三

○欠席議員 なし

○網谷委員長 皆さん、こんにちは。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

市長さん、挨拶をお願い申し上げます。

市長。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○網谷委員長 ありがとうございます。

それでは、議事日程に従いまして進めてさせていただきます。

日程第1、議案第27号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願い申し上げます。

消防長。

○橋村消防長 補足説明等はございませんので、どうぞよろしくお願いたします。

○網谷委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。ございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 おはようございます。今回のこの改定で、大体どれぐらいの予算を見込んでらっしゃるのかということが1点と、それから一般の、いわゆる団員の皆さんの年額報酬はどれぐらいなのかということ、ちょっと記憶してないので教えていただければいいと思うんですが。以上の2点をまずお伺いします。

○網谷委員長 消防団係長。

○笹野消防課副参事兼消防団係長 まず、今回の改正により、手当がふえる額ということでよろしいのでしょうか。予算。5時間を超える出動については、例年であれば消防フェア、そして毎年ではないんですけども、ポンプ操法大会ということになります。例年の消防フェアですと、40名程度出ていただいておまして、掛ける3,000円の12万ほどふえるということになります。年報酬については、今回は増額されないということでございます。以上です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 済みません、一般の団員の皆さんの年間報酬がどれぐらいなのかということが

ちょっと伺いたかったので、もしわかればお願いいたします。

それで今の訓練以外に、12万以外には一応今のところは想定していない。山火事なんかですと、すぐいうわけにはいかん場合があると思うんで、今の消防活動の年間行事の中で予定しとるのは、先ほど紹介いただいた訓練による経費が12万かかるという部分だけだということですかね。それで年額報酬を伺ったのは、総務省のほうは年間3万6,000円ということで、地方交付税を算定している。この出勤に当たる日額7,000円を一応予定しているという状況なんだそうではありますが、実際は見ましても5時間を超えて6,000円ということでもありますから、少し少ないなと思うんであります。それで問題なのは、そうは言っても退職金なんかもありますよね。そういったものを計算したときに、総務省の出しておられる3万6,000円ぐらいの額になるのかどうかということをちょっと教えてください。いや、そこまでいかんよというところなのか、数字のことを聞いて悪いので、概算がわかるところで結構でございますから。

○網谷委員長 消防課長。

○古木消防課長 まず、手当のほうで年間どれぐらいかということなんですけれども、一応消防団の年計画でいきますと、先ほど係長の申し上げましたように消防フェアと。あと災害につきましては、普通の火災等であれば大体2～3時間。ただし山火事とか台風とか梅雨の大雨とかで出ていただく場合には、これは間違いなく5時間を超えてくるということが予想されます。予算につきましては、現在、大体年に平均して出勤していただいている人数プラスアルファで、少しでもこちらとしても希望で多くの団員の方に出していただきたいものですから、多目に予算を組ませていただいております。ですので、このたび手当の増額を図ったとしても、一応今のところ、例年どおりであれば予算の増額というのは、計算上必要ないと考えております。

年報酬につきましては、消防長のほうからお答えさせていただきます。

○網谷委員長 消防長。

○橋村消防長 消防団の紹介と年報酬含め、いろいろ意見をいただいてありがとうございます。年報酬は、よくこの場で話が出ますけれども、大竹の場合は総務省が示している額と比べれば少ないというのは事実であります。ただ、消防団の皆さんの意識として、郷土愛護の精神とか自分のまちは自分で守るという精神で、いろいろ従事されとるわけですので、そうならば少なればいいということは私は思ってませんで、今から人口減少、少子高齢化という時代、消防団の定数確保というのは極めて大きな我々にとっての消防力の両輪になります。構成消防と消防団で、まさに両輪。これを減らすわけにはまいりません。これから消防力を維持するために、消防団の確保というのは極めて大事なことです。ただ、大竹市の消防団の長い歴史を見ても、分団によって活動の仕方もさまざまに違ってまいります。ちょっと一例を紹介させていただきますと、阿多田については救急であり、まさに消防の初動を阿多田の消防が行います。栗谷もそうです。実際に、ことし平成29年は中部新聞等へ載せていただきましたけれども、5件の火災しかなかった。ただし、栗谷の消防団は、その数出動してるんですね。我々よりも先に出勤して消火に当たっている。そういう歴史的なものとか、実際の分団ごとの成り行き、そして長年にわたってできていった消防

団の大竹市の特色、生い立ちということを考えていけば、これから人口減少に向かって処遇改善というのは必ず必要になってくると思います。これについて、まず今回第一歩として、こういうやり方を行いましたけれども、これからも委員さん言われるように、消防団がしっかり働けるように、我々も処遇改善については前向きに考えたいというふうに思っておりますので、ただ、ここで幾らだから高いというのはなかなかお話しできませんので、よろしくお話ししたいと思います。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 いろいろ消防団の皆さんには迷惑をかけて、また年末なんか寒いときに防犯活動に回っていらっしゃったりということで、非常に温かい思いを感じるわけでありまして。そういった中で、そうは言っても、やっぱりいろんな部分で活動すれば自分の私生活も制約を受けるというようなことで、大変皆さんには迷惑をかけとる。消防長のおっしゃった理念的な部分についても評価せんわけではありませんが、さりとて働くのは7年でありますから、ぜひ今おっしゃったようなことができるだけ近づいて、団員の皆さんに安心が保障できるように、ひとつよろしくお話しして終わります。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

大井委員。

○大井委員 じゃあ1つか2つ、お聞きします。山崎議員さんにちょっと関連するかとは思いますが、今のこれはもちろんこれで結構だと思うんですが、ただこの5時間というものに、何で5時間にしたのかね。4時間じゃいけなかったのか。4時間、8時間、12時間という。何で5時間という数字を設定されたか、その根拠をちょっと教えていただきたいということと、大雨とかいうときには、結構長時間対策とか活動をしていただく場合があるんじゃないかと思うんですよね。それは、例えば長時間といたら大体どのぐらいになるのか。例えば10時間超えるのか。そういう場合も、これは5時間しかないですからね。そういう場合のときには、いやいやもうそれは8時間とかでもう交代してもらおうかというのか、人員がおってないから、それはもう警報が解除されるまで、ずっと10時間だろうが12時間だろうがいていただかなければしょうがないんですというものなのか、その辺がちょっとよくわかりませんので、5時間にした経緯と、それから警報が続いたときに出動の時間が最長どのぐらいになっているのかということと、それからこれは議会報告会で出たことなんですけどね、先ほど消防長が言われましたけど、隊員の報酬ですよ。これが県内の平均より下回ってますよね。せめて県内の平均ぐらいにはしてくださいよというのがあったから、以前私言ったと思うんですが、とりあえずこれは一歩前進だとは思いますが、県並みにね。私もある消防団の幹部の方から聞いたんですが、定年で退団された方で、若い人に入ってもらうためには、やっぱり報酬のことも言わざるを得ないと。そこも結構関心持って聞いてくるんだと。若い新人隊の人が、どういう条件なんですとかですかね。その辺も結構シビアですよということも私聞いておりますので、その辺について、前向きに今後検討されるのかどうなのか。今の2～3点済みません、御答弁よろしくお話しします。

○網谷委員長 消防団係長。

○笹野消防課副参事兼消防団係長 初めの御質問の、なぜ5時間を区切りとしたのかということについてお答えさせていただきます。これは現場活動時間を考えてのことでありまして、消防団の屯所を出発して現場活動されて、最後屯所に戻られるんですけども、その現場活動時間が半日勤務の4時間を超えた場合ということで、往復時間というものを考えまして、それも入れると5時間ということにさせていただきます。4時間ということになりますと、屯所から現場に来て現場から屯所に帰る時間を入れると、実際の現場活動できる時間が4時間には至らないという考えで、4時間を超えた場合ということにさせていただきます。以上です。

○網谷委員長 消防課長。

○古木消防課長 どの程度の時間を想定されているかという御質問につきまして、一応台風ですと5～6時間。ですから最盛期の時間で5～6時間と。あと山火事とかにつきましては、山火事に関しては基本的に夜間での活動は危険ですので考えておりませんので、これもいっぱいに行っても8時間程度かなと。水害につきましても、やはりそれぞれ活動するにしても、疲労等も考えますと、やはり8時間ぐらいは直接の活動については限度かなというふうに考えております。そのときになれば、やはりその前から人員の交代とかいうことを考えていかなければならないと考えております。以上でございます。

○網谷委員長 消防長。

○橋村消防長 最後の若い方にも入ってもらうためには、報酬も関係あるんじゃないかとおっしゃる大井議員の意見はよくわかります。私たちも年に数回消防団の幹部の皆さん、本部はもちろんですけども、各分団の皆さんともお話をさせていただきます。そして要望書も提出していただくんですが、確かに上げてみたら団員よく入るんじゃないかというような意見はございます。ただ、それをやるのは、先ほど山崎委員の質問の答えと一緒になりますけれども、人口減少、少子高齢化という流れもありますけど、世の中の流れになって消防団できてからもずっとたってますので、そのときに全てが郷土愛で本当に行けるのかどうかということを考えて行く中で、今のような報酬、手当というのも一つの案であることは間違いないというのは理解しております。ただ、これから消防団を背負っていく、消防団でまちを守っていくということを考える中で、我々もいろんなところにいろんなアピールをしていって、やはり最後に守っていただけるのは皆さんで力を合わせて守っていく。自助・共助・公助の中でも、やはり自助・共助が非常に大事になっています。いかに大竹を思っている気持ちを皆さんのほうで感じていただいているということが基本でございますので、その辺も考えながら消防団員の皆さんの意見を聞いて、時代にしっかりマッチした支援体制、処遇の改善という考え方の中、一つずつ取り組んでいきたいと思っておりますので、そのあたり、しっかり改善していくという方向は、私そう思っていますので、よろしく願いしたいと思っております。ただ、それが即、年報酬の増加につながるかというのは、我々の中で議論させていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いしたいと思っております。

○網谷委員長 ほかに質問はございませんか。

ほかに質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第13号大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。

危機管理監。

○吉村総務課危機管理監兼防災係長事務取扱 このたび、御提案させていただきました議案第13号大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定につきまして、お手元にお配りしました資料で御説明させていただきたいと思っております。

まずは資料1をごらんいただきたいと思います。

事業概要の説明となります。設置の目的としまして、平成25年3月にて閉校となりました旧阿多田小学校のグラウンドについて、引き続いて利用ができないか運用方法の検討を行っておりまして、島民からもスポーツのできるような防災公園をという要望をいただいております。これによりまして、平時には散歩やスポーツの合間に休憩できる場所として、災害時には緊急避難場所として防災コミュニティ広場を整備することとなりました。事業期間は平成27年度に設計を開始しまして、平成29年度に工事着手。ことしの1月に完成となっております。

防災コミュニティ広場として整備した内容につきましてですが、災害時に活用する水防資機材を保管する場所として、防災倉庫を設置しております。その倉庫に併設して、トイレを設置しているのを一棟として建築しております。また、風雨を妨げる空間として東屋を設置するとともに、駐輪場の新設や侵入通路、手すり、フェンス等の外構についても改修を施したものです。

具体的には、次のページの資料2に位置図を載せております。この下段の図の左上の部分に、これらの建築物を建てているわけなんですけど、そこに番号で振っている方向から撮影した外観が、次の資料3の写真になります。

今後において、阿多田住民が広く活用できる施設としまして運用していただきたいと思いますと考えておりまして、このたび、その施設の具体的な内容を定めるために、阿多田の防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の案を御提出させていただいたものです。どうぞ御審議のほど、よろしく申し上げます。

○網谷委員長 それでは、本件に対する質疑をお願い申し上げます。

寺岡委員。

○寺岡委員 いいものをつくっていただいたと思います。3点ほどお尋ねしておきたいんですが、まず、御説明から使用される方は阿多田島の住民の皆様がメインになるのかというのは想像できるんですが、阿多田地区以外の市民、また市外の住民の方の利用、このあたりをどのように考えておられるかを確認したいと思います。

それからふだんの管理ですよね。これをどういう段取りで行われるか。思いつきで言えば、草が生えたりとかちょっと建物に故障があったりとか、そういうふうなものを、どのように管理していくのかなというところ。

それから、条例案の5条のほうには使用の申請のこととかが書いてあるんですけども、このたびは、総務部の総務課が所管になってるんですが、この申請書の提出先というのは市のほうに直接になるのか、自治会の皆さんの利用の自由度がどれぐらいあるのかということなんですが、そのあたり3点ほどお尋ねしたいと思います。お願いします。

○網谷委員長 危機管理監。

○吉村総務課危機管理監兼防災係長事務取扱 まず1点目の、阿多田住民以外の利用ということになります。これは市の施設でございますので、阿多田住民に限らず市外の方でも利用は可能となっております。利用料も無料ですので、条例等の中で禁止行為等はありませんが、それを守っていただければ利用は可能となります。

2番目の管理でございますが、基本的な維持管理については、阿多田の自治会に委託をしたいと考えております。年間数度の草刈りであったり、簡易的な補修であったりといったものを、自治会のほうでお願いしたいと考えております。

3番目の申請先でございますが、阿多田住民等でございますたら自治会を通して総務のほうに提出していただくと。その他であれば、直接総務のほうに申し出ていただければ許可が出せるものと考えております。以上です。

○網谷委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。もう、そのあたりのチャートもお考えいただいているようです。自治会のほうと話し合いをしながら、こういった仕組みをつくってこられたと思うんですけど、もう向こうは委託は御了解ということで理解しておいてよろしいのかというところ。それから、実際、島民の方以外の方が利用されるケースは、余り想定できないんですけども、実際そうなったときに申請書を月曜から金曜の平日の間に総務課に申し入れるということでもよろしいか、その確認だけちょっとお願いします。

○網谷委員長 危機管理監。

○吉村総務課危機管理監兼防災係長事務取扱 委託の承諾につきましては、自治会とも話をさせていただきまして、御了解をいただいている状況でございます。

土日前の申請ということになりますが、一応総務課のほうで提出していただいたら、自治会長さんのほうには、こういった形で利用されるということはお知らせできるものと思います。なるべくなら早目に提出いただくということで、ホームページ等で周知をしたいなどは考えております。以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 ほかに討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決めました。

続きまして、日程第3、議案第16号大竹市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。

総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。よろしく申し上げます。

○網谷委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑ありませんか。

山本委員。

○山本委員 この条例はあれですか、全国一律の規定内容になるんですか。それで、今までは条例に金額までうたうという姿であったと思うんですが、何で内規というか規定に変わるんですか。その理由がようわからんがね。それで、内規いうことになれば、それぞれの市町の市長や町長の裁量権が及ぶということで、かなり市も近隣でいえば岩国と大竹とこれだけの違いがあるとかね、廿日市市と広島ではこれだけの違いがあるとかいうふうなことを起こり得るのかなというふうにも思うんですが。だから最初の質問にも答えてもらえば、あとに関連することも理解できるんやないか思うんですね。

○網谷委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 地域介護課長の佐伯でございます。手数料条例全体というのは、ちょっと私のほうでお答えしかねるところではあるんですが、今回の改正内容の1点としまして、介護保険の関係の条例の規定を加えております。内容につきましては、今度生活環境委員会のお諮りするんですが、居宅介護支援事業所、ケアマネジャーがいる事業所、これの指定監督権限が都道府県から市に移譲されるということで、市で申請を受けたときの手数料ということで規定を加えております。これについては、全国一律ということはございません。ただし、これまで県条例で規定されておりましたので、同額を今回市の条例に挙げようとしております。近隣の自治体はどうかという詳しい調査はしておりませんが、おおむね県に合わせるという動きにあるのではなかろうかと考えております。以上でございます。

○網谷委員長 もう一つ質問があったんですが、県条例の関係で。

地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 申しわけありません。もう1点の変更について、概要をお答えするというので答弁になるかどうかわかりませんが、お話をさせていただきます。もう1点は、昨年4月から開始されました介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業に関する規定でございます。総合事業を提供しようとする事業所は、やはり市の指定を受けてサービスを提供するわけなんです、その指定に際して手数料を納めていただくことになっております。総合事業の中の訪問事業、それから通所事業、これの説明をこれまで地域支援事業実施要綱に規定する訪問事業、それから通所事業ということを条例の中で規定していたんですが、このたび国が定める要綱が改正されて、根拠が変わりました。国の要綱の変更の情報がちょっとおくれるものですから、これを条例の中に、国の要綱に規定する訪問サービス、国の要綱に規定する通所サービスという文言を変えて、規則の中にうたうということで迅速な対応ができると考え、今回の改正に至っております。ちょっとお答えになっているかわかりませんが、以上でございます。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 私の記憶では、こういう手数料とかいうのは、市や県の上位法である実施法の中で、条例でうたえというふうに基本はなっていると理解してるんですね。そうじゃないんですか。だから、そういう上位法令がありながら、今回のように条例にうたわんと内部の規定でやるということになると、例えば、これは私のうがった思いになるかわからんが、「34の項の次に2項を加える。」として括弧づけがあるよな、それで上の段には「介護保険法第79条1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査」これ手数料が2万円というふうにかかれとるね。その次に、36として「介護保険法第79条の2の第4項において準用する」場合の、事業者の指定の更新の申請に対しては1万円となっている。市内には、同じような事業所がほかにもあるんじゃないかと思いますが、だから事業者は特定できないわけですから。複数存在する場合は。そうすると、この事業者の場合は幾ら、この事業者の場合は幾らというふうなことが、条例にうたわないと起こり得る可能性があるでしょ。だから規定である事象では条例化するということになるとるんですね。これは義務づけですよ。便宜的にこういうことをやるというのは、そもそもが法の精神に反するんじゃないかというふうに私は思うんですが。私の思いが違っておれば、それは違いますよというふうに言ってもらえればいいんですよ。私もそこは素直に認めて、勉強しなおします。だから端的に言ってもらえればいいんです。県条例に準じてというふうなことをおっしゃったが、そうすると全県同一ですか。

○網谷委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 追加をした第35の項、それと36の項についての御質問と思われまして、こちらについては、先ほど申し上げました、介護サービスを使う場合にケアマネジャーがプランを立てるわけなんです、そのケアマネジャーがいる事業所、その事業所を立ち上げるためには、これまで都道府県の指定を受けなければいけなかったものが、本年4月から市に法定移譲され、今度は市町村が指定権限を得るということで、この事業所を開

始しようとする申請の際に、まず2万円の手数料をいただきますという規定です。これについては、これから始める事業所になりますので、あらわれるかどうかはちょっとわかりません。ただ、36の項につきましては、更新の申請になりますので、現在大竹市内に7の事業所があります。7の事業所が、規定では6年ごとに更新しなければならないということになりますので、それぞれ開始時期が異なりますから順次更新時期が到来すると。その際に、引き続き事業を続けたいということであれば、大竹市に対して指定の更新申請をいただくと。その際に1万円の手数料をいただくという仕組みになっております。

それから、これも先ほどの答弁と少しかぶるところなんですが、県から市への法定移譲ということで、県は新規だと2万円、更新だと1万円、同額の手数料を徴収していただきましたが、各市の金額はごめんなさい、調査をしておりますが、これまでの経緯からすると、恐らく各市とも同額の手数料を徴収するという傾向が強いではなかろうかと感じております。以上です。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 それでね、端的に言ってもらいたいですよ。私の質問の内容が違いますよということがあつたら違つたら。それで上位規定はそうなつたら、それぞれの自治体の担当者のところで都合ええようにこれはできるんだと。こういうことのように聞こえるんだけどね。そんなことはできんでしょう。上位規定がきちつと条例化しなさいと言つたら、このほうが便宜的にええから、このようにしようじゃないかというふうなことを各市町村がやり出したら収拾もつかんようになる。だから私は言つたら。県にしても、今まで条例にきちつとあつたら、その条例に基づいて全件くまなく、その公正な手数料徴収しよつたら、このまま市町村に委ねるということなんですが、市町村がそれを受けてやるとしたら、市条例にそれはきちつとあつたら筋じゃというふうに私は思つたら言つたら。そこの説明を、もう少し端的に言つてもらいたいやね。担当のところ、こうやつたら便利ええけ、とりあえずやるんじゃというふうな筋合いじゃない思つたらやね。どうなつたらですか。

○網谷委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 規則で定めることについての御質問と思つたらしますので、先ほど35と36の項の話をしたんですが、今度39の項、41の項に改めるほうの改正のことをおつたら言つたらと思つたら。これも一番最初の答弁で申し上げました総合事業、こちらは今度はケアマネジャーではなくて、総合事業を行う事業者が新規に開始しようとするれば1万円の手数料をいただくというところの部分でございます。こちらは、やはりお金を徴収するものについては条例で規定しないといけないというのがありますので、新たに改める41の項で1万円の手数料を徴収するところがあるんですが、ここで規則というのが出るのは、総合事業の根拠を、これまでは国の基準である地域支援事業実施要綱に定める総合事業のサービス事業所といったものを、今度は規則で定める総合事業の事業所という改正をしておりますので、お金を徴収する部分については、特段規則に委ねたということではありません。サービスの説明をするのに、これまでは条例の中で国の要綱を引用していたものを引用規則に改める。規則というの、大竹市手数料条例に規定する、規則で定める場合は

定める規則というのがありますので、こちらのほうで、これは国の要綱のこの部分なんですよといった説明を加えるということで、サービスの説明を規則にするという改めになりますので、御理解願えればと思います。以上でございます。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 ほかに討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第34号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。

総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。よろしく申し上げます。

○網谷委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様の質疑をお願い申し上げます。

質疑ありませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 済みません、何点か伺いたいと思います。

歳入のほうで、寄附金が3項目あります。下の図書館図書購入寄附及び社会体育事業の寄附と。これら例年いただいているかなというふうに思います。寄附元、一応お話できるのであれば御紹介いただけたらなというふうに思います。毎年で言えば、図書のほうはソロチさんだというふうに思うんですけども。例えば、これらは何年連続でいただいているんだろうなということを、私、随分昔から恒常化しているというか、毎年いただいているなというふうに感じてるんです。これをどのように市が受けとめられてるんだろうというふうに、ちょっとお尋ねしたいので。その両方の寄附について。

あとふるさと納税のほうで、ここには補正で4,500万円と挙がってるんですけど、結果総額が1億7,000万を超えるというふうな格好で確認してるんですけど、随分現場のほうで頑張ってくれたなという印象を持っています。特にピークである年末あたりは、現場も大混乱をしておられたんじゃないかなというふうに考えるんですけど、ことし、来年に続けていければ、この勢いがさらに盛り上がっていけばなというふうに思うんですが、反省を

生かすために、ことしのピークを振り返って苦労話などあれば聞かせておいていただきたいんですけど。

まずは寄附金関係について、お願いします。

○網谷委員長 どうぞ。

○小田生涯学習課長 生涯学習課長の小田です。

まず、寄附金の寄附をいただいた方の御紹介からさせていただきます。3万円の寄附は、国際ソロプチミスト大竹さんから。1万円の寄附は、ゆめタウン大竹店さんからいただいております。国際ソロプチミスト大竹さんは、これはもう30年以上前からになると思います。昔という表現もおかしいんですけど、確か図書館ができる前に総合市民会館の2階に図書室というのがあるんですが、そこから確か国際ソロプチミスト大竹のコーナーというのがございまして、昭和63年に図書館ができたときも、国際ソロプチミスト大竹さんのコーナーというのがあって、今は搬入された本がかなりの量になったので、分散して書棚に入れさせていただいております。次に、ゆめタウン大竹さんからの寄附については、以前は物といいますか防寒用ジャンパーをいただいていたんですが、これがお金の寄附になったのが平成25年。4～5年前からということでございます。以上でございます。

○網谷委員長 どうぞ。

○濱総務課総務係主任 総務課の濱と申します。ふるさと納税の御質問についてお答えさせていただきます。ふるさと納税は、2月末現在で寄附額が5,399件、1億6,694万2,000円となっております。既に予算額を3,700万円ほど超過しております。この寄附の増加の要因といたしましては、ふるさと納税を申し込むポータルサイトを、これまでの2社から昨年の夏よりさらに2社ふやしまして、計4社に出店しましたことにより、全国の方々が大竹市の特産品を見ることができるようになったことが挙げられます。また、議員の皆様にもお知り合いの方にふるさと納税の御案内をしていただき、御協力をいただいております。本当にありがとうございます。また、現場の苦労といいますか工夫している点についてですが、まず寄附受領証明書ですが、通常は一週間以内に寄附者様に発送するようにはしておりますが、特に寄附件数の多い年末、12月下旬からは、大竹市から直接発送する分については、2日以内に寄附者様に発送するようにはしております。ふるさと納税の税控除の手続で、確定申告が不要になるワンストップ特例申請は1月10日が提出期限ですので、年末年始も寄附証明を発送し、一刻も早く寄附者様のお手元に書類が届くようにし、ワンストップ特例申請の提出が間に合うように心がけております。以上でございます。

○網谷委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ふるさと納税のほうから、大変御苦勞されていると思います。事務手続などで、人手のほうは大丈夫でしたかね。そのあたりちょっと確認したいんですけども。あとは書籍と社会体育事業の寄附についてですが、特にソロプチのほう30年以上ということで、随分御貢献いただいているなというふうに思います。お会いしたときに感謝もお伝えしなければなりませんし、ところどころで市からも感謝状とかいったのは出しているのは、市の広報などで存じ上げております。ただ、これだけ恒常化していると、これが原因で予算が実は3万円上がるところが、これを期待して3万上がってないとか、そういうことはない

かなということがちょっと心配なんですけど。3万円あったら、それなりの書籍も冊数でいえばそろかなというふうな気もしております。邪推でありますけど、そういった影響はないですよ。大丈夫ですか。

○網谷委員長 どうぞ。

○濱総務課総務係主任 ふるさと納税に関する御質問ですが、昨年度平成28年度は、総務課の総務係の職員が年末年始も出勤して対応させていただきました。今年度平成29年度につきましては、12月初旬から1月下旬までの約2カ月間、臨時職員を1名配置させていただきました。総務課の職員とともに対応させていただきました。何とか対応ができたという次第でございます。以上でございます。

○網谷委員長 生涯学習課長。

○小田生涯学習課長 済みません、図書館の図書購入費の件で御質問いただきました。こういった寄附をいただいているからという中で、予算額を減額とかいうふうには、確保をそういった形にはしておりません。予算については、通常どおり確保するように努力していています。以上です。

○網谷委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 済みません、つまらんこと聞きまして失礼しました。生涯学習課長のおっしゃるように、そうだろうと思いますので、余計な質問しまして失礼いたしました。また引き続いて図書の活性というのは、文化の向上にダイレクトにつながっていくと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

あと、ふるさと納税のほう、本当に大変だと思います。体壊さないように、また引き続き頑張っていたきたいと思います。聞いた話によりますと、都市部のほう、東京、大阪、大都市部ですね、そのあたりは実際にふるさと納税をやっている個人というのは、まだまだ少ない、数%台であると聞きます。まだ市場が大きく広がっているわけですよ。大きな夢を持ってこれからも望んでいたきたいなというふうに思いますので、引き続き御苦労かけますがよろしく願いします。

終わります。

○網谷委員長 ほかに質疑ございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 失礼しました。2、3お伺いさせてください。晴海第1公園、あれで完売、もうなくなったんですよ。

それから、水道局の裏は土地開発公社じゃないんかいね。違うんですかね。

文化財保護費で昨年だったかと思うんですが、若い方が移住なさって来て、非常に取り組んでらっしゃるというお話を伺ったんですが、最近ちょっと聞いた話では、大変な仕事で苦労してらっしゃるんだという話をちょっと伺ったものですから、状況がどうなってるのかということをお伺いしたいのと、それから今回2,449万1,000円の工事がありますが、具体的に何をどういうふうになさるのかということについて、お伺いします。

それから、こういう形でお金をかけて和紙の取り組みをしていこうということだと思っておりますが、今後、どういう展開を考えてらっしゃるのか。和紙の大竹市の取り組み

なんかを見ると、観光にも力を入れていきたいというようなこともちょっと書いてありましたし、そういったところの考えを伺えたらと思います。

それから図書館費、99ページであります。当初予算が確か3,600万円ぐらいじゃなかったかと思うのですが、減額が1,600万円ということで非常に大きいなと。恐らく工事の何かあったんだろうなと思うんですが、この辺のところをちょっと御紹介ください。以上、よろしくをお願いします。

○網谷委員長 生涯学習課長。

○小田生涯学習課長 済みません、文化財保存の御質問いただきありがとうございます。

補正予算の内容について、まず御紹介させていただきます。補正予算額が2,449万1,000円となっております。この中で、手すき和紙作業所生産設備改修工事331万6,000円と備品購入費、電気式乾燥機107万8,000円。これが設備関係になりまして、今ドラム式のボイラーで和紙を乾燥させる機械が故障いたしまして、これを伝熱式の大きな板というか、そういったもので乾燥させる設備をしたいと。それと手すき和紙の作業の工程で水槽を活用する場所がございまして、そういったところの3カ所ほど使い勝手がいいように表面を加工しまして等が約400万あります。残りのお金につきましては、防鹿地区が公共下水道の敷設がありました。それに伴いまして、公共下水道と接続ということになりますので、それも起因しまして、トイレにつきましてバリアフリーといいますか、水洗化といいますか、というものに変えたり、また、建物の一部も商品が展示できるような形にしまして、まずは私たち教育委員会としましては、手すき和紙の継承、観光よりもまずは継承が大事なので、そういう設備を更新しまして継承していきたいというふうに考えております。

それと、実際の作業の中身のことで御質問いただきました。実際の作業が、最近でも楮を窯で焚いてふやかしていく作業もしておりますが、やはり人力がかなり要ります。楮を真っすぐ育てるのも人力が要りますので、やはりそういった人のところでかなり苦労されていると。それともう一点は、手すき和紙保存会の会長さんがかなり御高齢で、健康的な面もございまして、そういった面も含めてかなり苦労がありますが、そこはいろいろなサポーターがいらっしゃるしまして、その辺も含めて今後継承がスムーズにいくように考えております。

減額につきましては、係長のほうから説明させます。

○網谷委員長 施設スポーツ係長。

○岡崎課長補佐兼施設スポーツ係長 それでは、図書館の減額につきまして御説明いたします。予算を組むときには、業者等の見積もりから3,600万円の予算を計上させていただきましたけども、入札を行いまして1,984万5,000円で落札いたしましたので、その差額の1,615万5,000円のほうを減額させていただきました。以上です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。手すき和紙のことわかりました。

文化財保護費のところではありますが、設計業務委託料というのが180万円あります。さっき言われた工事費としては、大した金額じゃないと言うたら悪いんですが500万円からというところから見ると、この設計業務委託料というのは非常に多いなという気がします。

それと、例えばこういう機械を据えたり、あるいは下水の工事をしなかったりということに、この設計業務委託料というのが何で必要なんかいなと。大規模な工事であれば当然必要だと思うんですが、こういう比較的物を据えるとかいうようなことなら、そんな設計業務わざわざせんでも可能じゃないかなと。というのは、私以前から、確か玖波の小学校にクレーンか何か据えるときにも、かなり設計業務委託料というのが要ったような気がして。この設計業務委託料というのは、こんな仕事をする場合にはどうしても必要な科目なのでしょうか。そこをちょっと教えてもらいたいですけども。素人が考えると、ちょっと物を据えるぐらいのことは、わざわざ設計せんでもできるんじゃないかなという素朴な感じではありますが、そのことについてお伺いをいたします。済みません。

○網谷委員長 生涯学習課長。

○小田生涯学習課長 まず、絶対必要かという質問に対しては、私ども当然、建築士がおりますので、絶対ということは、まずは言えないのかなとは思いますが、ただし、人員の配置とか事務量とかを勘案しますと、現状では、こういった施設でも設計をきちんとやって、施設全体の改修、リニューアルもちょっと考えておりました、必要という判断で計上させていただきます。答えになっているかどうか大変申しわけないんですけど、以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑ございませんか。

○末広委員 1件だけお聞きします。歳入の一番最後の減収補填債、年度末で会計処理に必要な要件だと思うんですけど、民間会計しか経験がございませんので、歳入の市債発行が4,440万されたということは歳入があったんですが、補填債の借り入れ条件といえますか、民間ですと短期資金で回すんですが、こういう会計においては年度年度の境もきっちりしなきゃいけないということで、こういうことが起こるんでしょうが、その内容について御説明いただければありがたいです。

○網谷委員長 建石係長。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 減収補填債の内容ということで、お答えいたします。普通交付税と関係があるものでして、普通交付税が基準財政需要額から基準財政収入額を引いた差額が普通交付税の額ということになります。これが収入額のほうが多ければ不交付団体という形になります。基準財政収入額というのが、市税とか各交付金とかを基礎に置いているんですけども、市税収入を国のほうで推計の乗率というのを掛けます。来年度、これだけ税が伸びるよねとかですね。実態、各自治体によって、そのとおり伸びないということが多々あります。特に法人税割とか、自治体ごとによって増減があるというのが実態としてあります。そのために、普通交付税の中で精算制度というものを設けております。精算制度というのは実際2種類あるんですけども、その中の一つが減収補填債の発行という形になります。実際、国が見込んでいたほど基準財政収入額が伸びなかった、その分の伸びるという前提で普通交付税は減らされているということになりますので、その差額を基礎に減収補填債を発行するということが可能ということになります。そういった事情ですので、毎年度借り入れをするものではないんですけども、今回、数年ぶりにそういった要件に該当しましたので、財源の手当てということを考えまして、今回3月補正で減収補填債の計上を予定しております。以上です。

○網谷委員長 末広委員。

○末広委員 わかったようなわからんような、難しいですね。想定されていた税収が望めなかった、その税収の種類は。今回の4,440万は、どういう税収が想定以上に伸びなかったのかは、おわかりでしょうか。

○網谷委員長 財政係長。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 想定されていた税収が伸びなかったというよりは、国が想定したほど伸びなかったというのがあります。全ての税目に、こういった精算制度があるわけではなくて、主なものとすれば法人税割が、こういった精算制度があります。個人市民税とか固定資産税については、こういった交付税の精算制度はございません。以上です。

○網谷委員長 ほかに質問ございますか。

ほかに質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第17号大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。

総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。よろしく申し上げます。

○網谷委員長 それでは、質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第6、議案第18号大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について、日程第7、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定について、これは関連でございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしとの声がございますので、それではそのように決定させていただき、本件を一括審査といたします。

本2件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願い申し上げます。

総務部長。

○政岡総務部長 特にありません。よろしく申し上げます。

○網谷委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんの質疑を求めます。

大井委員。

○大井委員 18号のほうから。いろいろ議案のときには提案理由というのが書かれますよね。この18号の提案理由の中に、この条例2カ所変えるわけですね、6条と13条。そうすると、マロンの里の効率的に運営し、また栗谷地域の活性化を継続的に推進するため、本条例の一部を改正しようとするものであると書いてあるんですよね。この2つを改正したら、どういう活性化が見込めるのか教えてください。

○網谷委員長 産業振興課長。

○高津産業振興課長併任農業委員会事務局長 よろしく申し上げます。今回の条例改正でございます。マロンの里の運営に関しましては、平成12年にマロンの里ができてから、もう17年たっております。その間、大井議員さんもいつもおっしゃいますように、施設の老朽化とかも進む中で売り上げも伸びないということもございます。そうしたことで、このまま手をこまねいていたのでは、そのうちマロンの里なくなるんじゃないかということも心配しておりました。そういったことから、昨年度からマロンの里を活性化しようということで取り組んでおります。施設についても老朽化してまいりましたので、専門家の意見も聞きながら、必要最低限の改修をしたりとか陳列を変えたりとか、それから一方では、どうしても農産物がなかなか入ってこないという状況の中で、季節や天候とかに左右されないような加工品を開発しようとか、そういったことを今まさに取り組んでいるところでございます。そうした中で、主に指定管理をしていただいておりますJAさんを中心に、そういった取り組みをしてきたわけでございます。そういったことが徐々に実を結びつつあるのかなど。もちろんまだ始まったばかりですけども、そういう流れに今来ているのかなというふうに思っております。今回、条例を改定させていただければ、指定期間が1年から3年というふうになりますので、まだまだ始めたばかりの取り組みを、これから継続的にじっくり腰を据えてJAさんのほうにもやっていただきたいというふうなことも

ございまして、今回この改正をさせていただいて、長期の視点をもって取り組んでいきたいという思いでございます。そういったことで、当然、長期スパンで考えていただけますので、JAさんとしてもより効率的に、また活性化に向けていろんな知恵を出してやっていただけるものと期待しているものでございます。

○網谷委員長 大井委員。

○大井委員 私もマロンの里の運営が伸びるということはなかなか難しいでしょうから、現状維持か微増ぐらいで、何とかやっていっていただきたいなということを常に思っているものなんです。ただ、この条例の出し方というか書き方というか、提案理由といたしますか、ここだけを変えれば地域が活性化したり効率がよくなったりとかいう提案理由ですから、この提案理由に違和感を感じたんです、要するに。例えば生産者の方、そういう野菜類とかそういうものを持ち運ぶのが、こういうふうに曜日を変えたらこうなるから出荷が多くなるんだとか、じゃあ今まで効率悪かったからこれ書いたわけですよ、要するに。今度は効率よくなるんよと、曜日を変えたら。この提案理由の書き方が、立派な職員がおられる割には、ちょっと余り響かないような気がするんでね。その辺の生産者の休みの日にちをこういうふうに変えたら、生産者のほうが出荷しやすいとか、あるいはお客さんが来やすい曜日になるし、残ったものがこういうふうになるとか、だから休みを変えるんだとか。1年を3年に変えたら、3年のこういう計画とか長期の計画になって、こうでこうだからマロンの里の運営がこういうふうによくなるんよというような提案理由ならわかるんですけどね。何かこの2つを変えて効率がよくなって地域が活性化するよといったら、何かバラ色みたいなね、この2つの条例で。そのように思うから具体的にちょっと聞いたんです。本当にどこどこがよくなるんかいなど。そういう意見がもしあって、これを変えられるんだしたら、そういうふうに書いていただきたいなという気はしたんです。休みの日にちをこういうふうに変えたら、こういうふうに変えたら、生産者の人も出荷が多くなるとか、皆さんがこの日に変えてくれるとか、こういう理由だからとか。来客数もこうで、こうだからふえるんだとか。長期の契約にすることによって、JAさんが長期的な運営という店舗という計画を立てやすいんだとかね。だからマロンの里の運営がこういうふうによくなるんだしというならわかるんですけどね。この2つだけ書いてからよくなるんなら、教えてくださいなと思って聞いたまです。

○網谷委員長 産業振興課長。

○高津産業振興課長併任農業委員会事務局長 説明不足で申しわけございません。曜日を火曜から月曜日にするということにつきましては、確かに委員さんおっしゃるように、集荷のこともございました。それまでは集荷というのは、農家の家を回って農産物を集めてマロンの里に持ってくるという作業なんですけども、それを不定期にされていたり、週に1回とか2回とかいうふうにされていたのを、火・水・木という週3日体制でしっかり集荷していこうと。やはりなかなか自分で持ってこられるという方が今少ないので、しっかりと集荷のほうで、火・木・土に回って、しっかり集荷体制を確立していこうというのも一つのことがありまして、火曜日を休みにしなくて月曜日にしようというのもございました。それから、もちろん周辺のプレイパーク蛇喰とかレイクプラザやさかとかの休みと重複し

ないようにというのでもございました。

それからもう1点、3年にしたら本当に効率的になるのかというような御意見もありましたけども、それについては今後の対応にもあるんですけど、一つ考えられますのが、従業員さんとかの雇用とかのことを考えましたら、やはり安定的に3年ということにすれば、従業員さんそのものも、それはJAさんが公表するので私がどうこう言うのはできませんけども、伸ばすことによってJAさんのほうの扱いもしやすくなるんじゃないかというふうには思っております。そういう人的な配置のことも効果的には出てくるんじゃないかなと思っております。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 ほかに質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本2件を一括採決いたします。

議案第18号大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定について、以上の2件を原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○西村副委員長 続きまして、日程第8、議案第29号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

大竹市議会委員会条例第17条の規定により、網谷委員長は退席しております。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。

総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。よろしく申し上げます。

○西村副委員長 それでは、ただいまから質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

大井委員。

○大井委員 三倉岳県立自然公園協議会ですね。これは以前は私の記憶では、市長さんが会長だったと思います。そして補助金出すそうだからということで、地元の方ということで、地元の方が、この協議会の会長になられたというふうに私は記憶しております。それが間違いなら間違いで言っていただければいいんですが。今、公園協議会の会員さんは何団体というんですか、何名というんですか。両方、個人個人、団体も含めておられて、そ

れの会費といたしますか負担金というんですかね、それはどういう形になつとるかということと、三倉の山開きと並行して総会も同日にやられと思うんですが、協議会の会員さんの募集といたしますか、会員をふやす増強運動というのはされておるんですか、されていないんですか。その辺の増減というのはどうなつとるんですかね。その辺ちょっと教えてもらえたら。

○西村副委員長 以上4点。

○政岡総務部長 協議会の会員さんなんですけども、今の一般会員が37人、個人会員が。それから企業さんなんかは、特別賛助会員という言い方をしておりますものが23社いらっしゃいます。それから今、会長さんはフェルカミさんでございます。それから会費につきましては、個人会員さんが2,000円で、特別賛助会員、さっきの企業さんは1万円でございます。それから会員の募集ということでございますが、総会なんかのときに声かけをしております。去年も1社ほど新規で入っていただきました。よろしく願います。

○西村副委員長 大井委員。

○大井委員 そのぐらいの規模がいいということなら、余り声かけることもないと思いますし、いやいやこれ、もっと三倉の山開きとか三倉に皆さん関心持ってもらうためにも、この協議会に入っていたきたい。それは市内の人が限定なのか、そうでない人もかわりませんが、別に市内の人が限定でない、あるいはもっともっと規模を大きくして、いろんな活動もしたいんだということであれば、その辺のPRといたしますか会員募集も、口コミというのではなかなか広がらんでしょうから、何かひと工夫していただけたらと思います。今すぐこうと言っても、こういう方法がありますからこうしますということは多分言えないと思いますから、その辺を参考にといたしますか考えてね。このぐらいがちょうどいいんだから、これ以上もうふやさずにこれぐらいの規模でいくんですよと言われるなら、それはそれでいいんですけど、いやそうでなしに、今から三倉をこういう形でPRしていき、いろんな形で周辺整備をいろんなことやっていきたいと言われるんなら、やっぱり会員は多いほうがいいでしょうし財源も多いほうがいいでしょうから、そういうPR活動に何かひと工夫していただけたらと。これは今すぐ答えが多分ないと思いますから、あれば言っていただいてもいいんですが、なければ結構ですから要望だけでよろしく願います。

○西村副委員長 わかりました。

他に質疑はございませんか。

ないようなので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村副委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村副委員長 ありがとうございます。以上で御異議ないと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、網谷委員長の入場を認めます。

○網谷委員長 それでは以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

14時24分 閉会